

U I C 医療保険 主な免責事項 (CPH)

注) 本リストは参考訳です。英語版と理解上の差異があった場合には英語版を優先致します。

(以下に記載する事由及び症状は、受診費用含め補償対象外となります)

01	被保険者または法定相続人の意図的な行為に起因する怪我 / 病氣。
02	被保険者の違反行為・犯罪により発生した病氣・怪我 (無免許運転 / 交通違反等も含む)
03	飲酒や薬物依存症の影響により生じた怪我 / 病氣。
04	被保険者の戦闘行為に起因する病氣 / 怪我。ただし、正当防衛が認められるケースを除く。
05	認可されていない薬剤の使用 / 医師の指示がない医療処置への費用及びそれにより生じた症状 / 怪我 / 病氣。
06	被保険者の航空輸送活動に起因したの怪我 / 病氣 (料金の支払いが発生する乗客としてのケースは除く、軍事訓練、軍隊への参加などが含まれる)
07	地震、噴火、津波などの天災、放射能汚染、WHOが定めるレベル6以上のパンデミックなどによる怪我 / 病氣。
08	戦争、紛争、暴動、反乱、革命、軍事的行動による病氣 / 怪我。
09	プロスポーツ、レース活動、その他危険なスポーツに対する参加・トレーニングに起因する病氣 / 怪我 (例えば: スキー / サーフィン / マウントクライミング / ダイビング / スカイダイビング / グライダー / バンジージャンプ 等)
10	結核、アルツハイマー、性感染症、梅毒および淋病、AIDS / HIVに関連する全ての感染症や症候群から生じる病氣、合併症の治療。
11	遺伝性疾患、変形、先天性欠損または遺伝的奇形によって引き起こされる疾患。
12	身体検査や定期健康診断・予防接種、医療カウンセリング (産婦人科を含む) に対する費用。
13	ドライアイ症候群、眼精疲労。視力 / 聴力検査。正常な聴覚 / 視力に対する治療。近視、遠視、乱視、屈折異常、視力 / 聴力の欠陥の治療 / 矯正手術。55歳以上の白内障手術および65歳以上の年齢的な問題による難聴。
14	通常の方法で行われていない治療 / 手術費に対する医療費請求。不必要な医療サービス、不正な過剰料金。保険開始日の前に処方 / 指示された手術。
15	美容整形、整形外科手術 (保険期間中に傷害を負った身体損傷の修復を目的とする整形手術も含む)
16	ニキビ、皮膚炎、脱毛、シミ / そばかす等の治療。
17	本保険約款「定義」の35条に定義されている医療器具への維持 / 修理 / 交換費用。ただし、ディスク、スプリント、およびネジの使用は、次のように除外されます > 筋骨格疾患の治療の場合: この除外は「定義35に記載の項目D」と外来治療に対して免責。 > 事故の場合: 事故に対する医療費の項目における保険金額10%が適用されるものとする。
18	機能性食品 (サプリメント) ビタミン、ミネラル、有機物 (医師の処方箋により処方される、医療費を超過しない程度のビタミン剤は除く)
19	人工中絶、インポテンツ、不妊症、人工授精、成長ホルモンの欠如、性転換手術、性的機能不全 (夢精 / 早漏 / 逆行性射精) に対する検査・治療。
20	くる病、栄養失調、体重管理のコントロール
21	精神病、精神障害、てんかん、睡眠障害、不眠症、うつ病、仕事関連ストレス症候群およびそのような症候群に関連する疾患の治療。
22	法的に認められていない診療所、医師免許を所持しない者による医療行為に対する医療費。

23	医療機関の基準に準拠しない診療手続き。
24	妊娠関連（妊娠 / 出産 / 不妊治療（IVF / IUI） / 代理母親 / 妊娠合併症などに関連するもの）（特別な保険特約が付帯されている場合はその限りではない）
25	初年度の既往症（持病）＋特別疾患(*)に関わるモノ（以下） （ポリープ・腫瘍・癌系・心血管疾患・血圧系・胃 / 大腸 / 十二指腸における炎症または潰瘍・肝炎・間質性肝炎・痔・尿 / 胆結石・55歳以下の白内障・パーキンソン病・ループスラッシュ・糖尿病・慢性閉塞性肺疾患・造血系の障害に関するもの（血液透析 / 人工透析 / 腎臓透析 / 骨髄不全 / 急性白血病 / 慢性白血病）・自己免疫疾患・代謝疾患）
26	就業先・従業務を原因とする病気。（職業病）
27	予防 / 治療のための抗原・免疫増強剤。
28	保健省に認可されていない医療品。
29	入院歯科治療 / 手術。
30	ホルモンおよび幹細胞に関連する診断 / 治療 / 手術。
31	いびきや睡眠時の呼吸障害。
32	腱 / 靭帯に関連する診断、治療および手術（初年度のみ）
33	スパ、民間の理学療法およびリハビリテーションセンター、工場 / 学校の診療所での治療。
34	自殺 / 自傷行為や故意による病気・怪我。また原因不明の死亡。
35	保険契約期間中に180日以上ベトナムを離れるケース。



